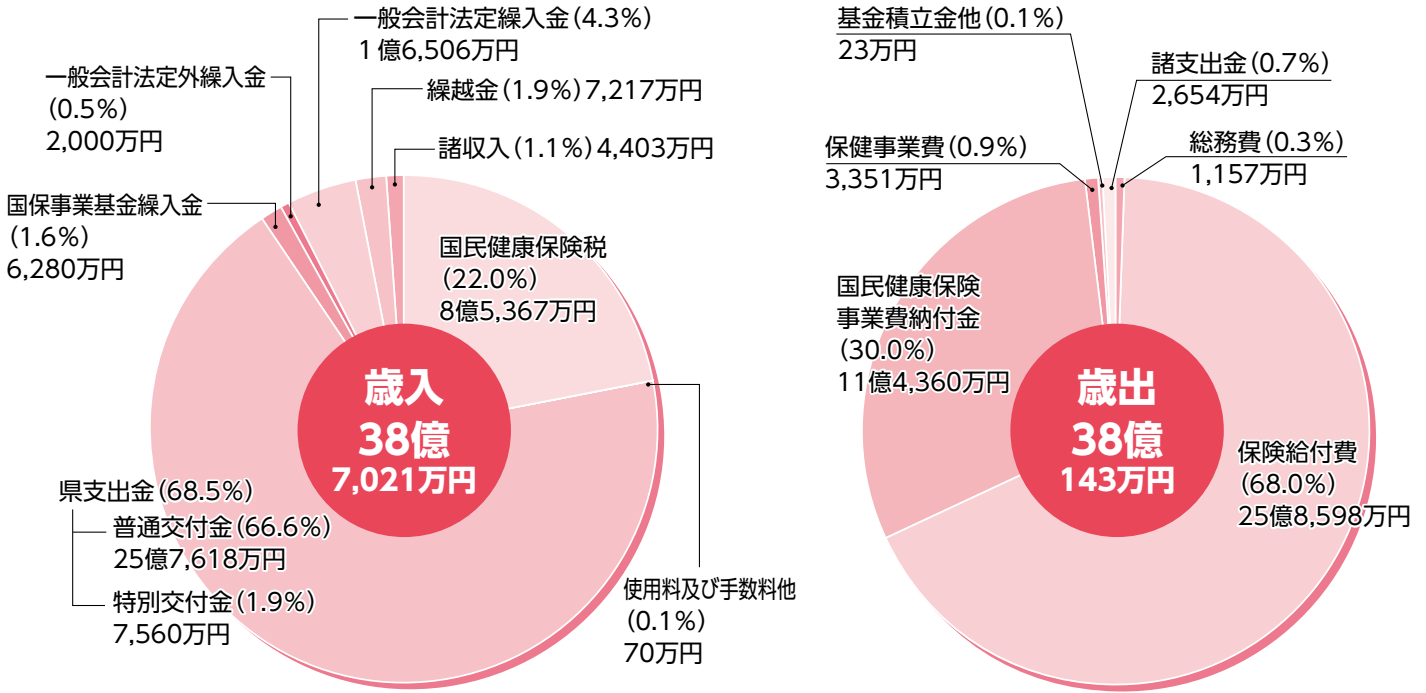




国民健康保険の決算をお知らせします

照 会 市民課国保年金係 ☎0537⑧1171

※表示単位未満を四捨五入しています



令和元年度は、基金と一般会計から 8,280万円を補填しました

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けることができるよう、加入者同士が国民健康保険税を負担し合い、お互いを支え合うためにある制度です。この制度は、平成30年4月から市が国民健康保険事業費納付金を県へ納めることで、県が財政運営を担うことになりました。

国民健康保険は、加入者が納入する国民健康保険税、県からの交付金、市の一般会計、国民健康保険事業基金からの繰入金で運営されています。国民健康保険への加入者の減少や高齢化の進展などによって税収が減少する中、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。

令和元年度の平均加入者数は7774人で、前年度より332人減少しました。そのうち65歳以上の加入者は3655人で、全体の半数近くを占めています。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入38億7021万円に対し、歳出38億143万円となり、差し引き6878万円が令和2年度へ繰り越されました。

歳入のうち国民健康保険税は、8億5367万円の前年度より3351万円減少し、一般会計法定外(赤字)と事業基金から8280万円を繰り入れ、歳入に補填(ほてん)しました。

歳出のうち保険給付費25億8598万円は、加入者が病院などにかかった医療費分で、歳出の68%を占めています。医療費の増加が国民健康保険財政を圧迫しているため、税収で賄いきれない状況となっています。

加入者の負担を減らすためにも、日々の生活習慣を見直し、病気の重症化を防ぐことで医療費を削減していくことが重要です。

県の国民健康保険運営方針では、一般会計法定外繰入の解消や保険料(税)率算定方式の統一などを段階的に実施し、将来的な県内市町の保険料水準の統一を目指しています。すでに県内35市町中19市町が保険税率を改正しており、残りの市町も来年度以降に実施していく予定です。

今後も医療費の負担分を保険税で賄うことができるよう、健全な運営を目指します。